

町税の徴収と滞納整理

～確保します税負担の公平性～

税金は、皆さんが安心して社会生活を送るための行政サービスを行う大切な財源です。また、税金を納めることは、憲法でも定めてあるとおり国民の義務であり、自主的に納めてもらうべきものです。しかし、滞納者が存在する現状は公平性の観点からこのまま放置するわけにはいきません。町では、自主財源である税収の確保と公平性のためさらなる徴収強化に取り組みます。

【差 押 状 況】

	預貯金	税還付金	生命保険	給 与	その他
平成23年度実績	46件	64件	4件	18件	0件
平成24年度実績	47件	34件	25件	22件	4件

納期内に納められない場合は延滞金が発生します

納期限内に納付されず、納期限を過ぎた場合、督促状や催告状が送付されるほか、本来納めるべき税額のほかに延滞金も合わせて納めなければなりません。納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、年14.6%の割合で延滞金が発生します。ただし、納期限翌日から1カ月以内の期間に限り、延滞金は7.3%の割合となります。（平成26年1月1日から、延滞金の率が変わります）

個人住民税の源泉徴収方法が変更されました

檜山各町で、今年4月1日から所得税の源泉徴収義務がある全ての事業者、個人住民税（町民税・道民税）の特別徴収をしていただくこととなりました。特別徴収とは、町から事業者へ送付される特別徴収税額通知書により、事業者が従業員の個人住民税を、翌月10日までに納入していただく方法です。これにより、金融機関等へ足を運ぶ手間がなくなりました。

